

令和2年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="320 604 1133 697">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="549 1444 914 1516">令和 <u>2年</u> 8月</p> <p data-bbox="549 1627 914 1690">富山県土木部</p>	<p data-bbox="1578 604 2392 697">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1804 1444 2169 1516">令和 <u>元年</u> 8月</p> <p data-bbox="1804 1627 2169 1690">富山県土木部</p>	

測量業務共通仕様書 新旧対照表

令和2年度改正	現 行	備 考
<p>第25条 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p> <p>第26条 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する契約不適合責任として請求された場合</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第32条 安全等の確保</p> <p>(中略)</p> <p>8 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 屋外で行う測量業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第25条 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p> <p>第26条 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定するかし責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第32条 安全等の確保</p> <p>(中略)</p> <p>8 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 屋外で行う測量業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	